

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律新旧対照条文
 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（附則第二項関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（刑事局の所掌事務）</p> <p>第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）第一条第一号に規定する合衆国連絡部局との連絡に関すること。</p> <p>2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第九号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（刑事局の所掌事務）</p> <p>第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p>